

## 研究指導の委託に関する申し合わせ

〔平成19年8月1日〕  
〔医歯薬学総合研究科教授会決定〕

(期間の限度)

第1 研究指導の委託(留学を含む。以下同じ。)期間は、在学期間の長短にかかわらず、医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻については2年以内とし、生命薬科学専攻(博士後期課程)については1年半以内とする。

(入学直後の委託)

第2 入学直後からの研究指導の委託を認めるものとする。

(委託の終了)

第3 研究指導の委託は、学位論文申請期間前までに終了しなければならない。

(申出)

第4 研究指導の委託を希望する場合は、委託先の大学院等と予め協議を行うので、委託開始の2ヶ月前までに申し出るものとする。